

第9期公募質問一覧

No	受付日	質疑内容	回答
1	2024年9月20日	事業者候補選定委員会参加者について 本委員会には事業者からは何名参加できますでしょうか。 <質疑の趣旨> 弊社は、審査内容における「介護サービス提供者」「施設計画者」が委託もしくはグループ会社によるもののため、上記について確認させていただきます。	事業者候補選定委員会ヒアリング審査の参加人数は3名までとさせていただきます。また、運営法人は最低1名出席してください。
2	2024年9月20日	提出書類9-①財務関係 運営方針等説明書（様式7G）について 質問項目②「介護事業運営の考え方や他事業の影響」とありますが、他事業の影響とは、どのような内容を指していますでしょうか。 <質疑の趣旨> 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の運営のみを行っているため、確認させていただきます。	介護以外の事業を行っていない場合、他事業の影響についての記載は不要です。
3	2024年9月20日	7-③-ト 基本計画図面等に含まれる平面図の注釈の中に、「幅員・面積（壁芯及び内法有効面積）等の数値を記載してください」とございますが、面積につきましては棟内の共用部・自立居室・介護居室のすべての部屋が対象となりますでしょうか。 また幅員につきましては手すりの内側からの幅員をお示しできればよろしいでしょうか。 <質疑の趣旨> 提出図面についてご指示に従った書面を提出させていただきたいためご教示のほどよろしくお願いいたします。	大規模施設の場合、部屋のタイプ別の面積が1枚にまとまっているもの（パンフレット等）をご提出いただければ、全ての居室に面積を記載いただく必要はありません。 幅員については通行可能な有効寸法で記載してください。
4	2024年9月20日	提出書類8-③労働基準法等の規程に関する書類の中に、「二.健保・厚生年金被保険者標準報酬月額決定通知書」とございますが、こちらは、全社員個別の決定または改定通知書の提出が必要でしょうか。 会社としての適用を確認されるということでしたら、厚生年金保険適用事業所関係事項確認書（申請書）という書類で、「被保険者数」「新規適用年月日」について確認いただくことが可能なようですが代替可能でしょうか。代替が難しい場合には、通知書はどの程度提出が必要か（全社員、事業所勤務予定者、代表1名のみで良い等）ご教示ください。 <質疑の趣旨> 趣旨を正確に理解し、適切な申請とするため。	ご提案の代替書類で問題ありません。
5	2024年9月20日	公募要項 3応募資格要件において、 ⑩ 応募書類提出時において、介護保険法上の勧告を受け、さらに当該勧告に係る事業者が取るべき措置について命令を受けている場合、当該命令に対する改善勧告が完了していること。 <質疑の趣旨> ⑩に該当しないことを証明する必要がある場合、どのような資料が必要となるのかをご教授お願いいたします。	誓約書（様式4）により判断します。特定施設入居者生活介護事業者は、居宅サービス事業所向け（別紙①）及び介護予防サービス事業者向け（別紙⑦）に該当しますので、該当する別紙様式を提出ください。
6	2024年9月13日	第9期で不選定だった場合は、第10期で転換することは可能でしょうか。	公募を経て選定された場合、転換は可能ですが、第10期で特定施設入居者生活介護の整備を行うかは未定です。
7	2024年9月13日	公募要項で示されているスケジュールより工期が伸びても問題ないでしょうか。	第9期計画（R9.3.31）までに事業開始できれば問題ありません。
8	2024年9月13日	応募施設は1施設とありますが、既存と新規含めて1施設でしょうか。	お見込みのとおりです。
9	2024年9月13日	応募後、メールアドレス含めた連絡先が変更しても問題ないでしょうか。	問題ありません。変更がある場合は早急にご連絡ください。